

学校における働き方改革取組方針

2018年度（平成30年度）～2020年度（平成32年度）

2018年（平成30年）8月

福山市教育委員会

はじめに

学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、学校には、これまで以上に子どもたちに対するきめ細やかな対応が求められているため、教職員の業務は多様化し、拡大している状況があります。

本市においては、変化の激しい先行き不透明な社会・時代を生き抜いていく子どもたちが、知識を活用し、協働して新たな価値を生み出す力を身に付けることができるよう「子ども主体の学び」を推進しているところです。

そのためにも教職員が元気に笑顔で力を発揮できるよう、授業づくりを行う時間の確保に向けて、教職員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組を実施してまいりました。

こうした取組により、一定の成果が見られるものの、教職員の長時間勤務の抜本的な解消には至っておりません。

国を挙げて働き方改革に向けた動きが加速している中で、本市教育委員会として学校における働き方改革を推進するため、この度、総合的な取組方針を策定することといたしました。

保護者や地域の方々のご理解もいただきながら、本方針に基づき、取組を進めていきたいと考えております。

福山市教育委員会教育長 三好 雅章

< 目 次 >

| | | |
|------------|-----------------------------------|----------|
| I | 取組方針の策定に当たって | 1 |
| 1 | 策定の趣旨等 | |
| 2 | 業務改善に係る市教育委員会のこれまでの取組等 | |
| II | 目指す姿・市教育委員会及び市立学校の役割 | 4 |
| 1 | 目指す姿 | |
| 2 | 市教育委員会及び市立学校の役割 | |
| III | 期間・目標 | 4 |
| 1 | 期間 | |
| 2 | 目標・成果指標 | |
| IV | 取組の柱 | 5 |
| V | 取組内容 | 5 |
| 1 | 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備 | |
| 2 | 部活動指導に係る教職員の負担軽減 | |
| 3 | 学校における組織マネジメントの確立 | |
| 4 | 教職員の働き方に対する意識の醸成 | |
| VI | フォローアップ | 8 |

I 取組方針の策定に当たって

1 策定の趣旨等

(1) 現状・課題

教職員は、授業以外にも成績処理などの教務事務、印刷や諸費会計などの事務的業務や部活動指導等に多くの時間を割いている実態がある。また、いじめ問題や長期欠席など生徒指導上の課題の複雑化・多様化や保護者・地域等からの要望への対応など、教職員に求められる役割が拡大しており、こうした状況が教職員の長時間勤務の要因となっていると考えられる。

これまで、業務改善に係る様々な取組を進めてきたが、2016年度（平成28年度）から、常勤の全教員を対象に実施している福山100NEN教育アンケートでは、「授業づくりを行う時間^{※1}が確保できている」と感じる教員の割合は、2018年（平成30年）7月現在22.2%で、初年度から9.8ポイントの上昇にとどまっており、大きな改善には至っていない。

また、2018年度（平成30年度）から集約を始めた入校・退校記録の結果においては、半数以上の教職員の時間外勤務時間^{※2}が月45時間を超えており、そのうち、月80時間を超える教職員が約7%いることから、長時間勤務の抜本的な解消には至っていない状況が明らかになった。

(2) 策定の趣旨

こうした課題の解決に向けて、本取組方針を策定し、教職員が働きやすい環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成して、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校並びに福山高等学校（以下「市立学校」という。）における働き方改革を推進する。

※1 「授業づくりを行う時間」

教材研究，単元づくり，板書計画，発問や支援計画，教材作成・開発など授業づくりに関係のある業務に従事する時間

※2 「時間外勤務時間」

正規の勤務時間以外で所属校に在籍した時間

2 業務改善に係る市教育委員会のこれまでの取組等

(1) これまでの取組

| 年度 | 主な取組 |
|----------------|--|
| 2012 (平成24) | <ul style="list-style-type: none"> ・指導要録（学籍の記録）のデジタル化 ・卒業証書台帳等のデジタル化 ・出席簿記入の簡素化 ・教育課程に係る教務主任ヒアリングの廃止 |
| 2013 (平成25) | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員1人1台パソコンの整備 ・業務改善事例集・アイデア集の提示（分掌・分担の見直し、ボランティアの活用、会議時間の設定、校内LANの活用、教材・データの共有等） ・教育課程書類の自校様式可 |
| 2014 (平成26) | <ul style="list-style-type: none"> ・グループウェアの導入 ・学校日誌のデジタル化 ・教育課程の届け出制 |
| 2015 (平成27) | <ul style="list-style-type: none"> ・指導要録（指導の記録）デジタル化 ・週案デジタル様式提示 ・小中一貫教育推進補助員60人，教務事務支援員5人 |
| 2016 (平成28) | <ul style="list-style-type: none"> ・市内一斉研修の実施 ・研究教科の固定化 ・公開研究会の市教育委員会指定開催 ・指導主事派遣申請書廃止 ・「21世紀型“スキル&倫理観”」でつなぐ教育課程の編成 ・小中一貫教育推進補助員30人，小中一貫教育学校図書館補助員10人，校務補助員49人，教務事務支援員10人 |
| 2017 (平成29) | <ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀型“スキル&倫理観”」でつなぐ教育課程の実施・改善 ・校長裁量予算の執行 ・市内一斉研修の充実（特別支援学級の部会設置） ・部活動休養日の設定 ・夏季休業中の一斉閉庁の実施（8月14日～16日） ・定時退校日の実施 ・管理運営研修の裁量化 ・報告書の一部廃止 ・小学校出席簿の簡素化・デジタル化 ・小中一貫教育推進補助員24人，小中一貫教育学校図書館補助員15人，校務補助員55人，教務事務支援員12人 |
| 2018 (平成30) | <ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀型“スキル&倫理観”」でつなぐ教育課程の実施・改善 ・市内一斉研修の拡充（回数増，中学校研究授業の方法見直し） ・部活動休養日の充実（週2日以上，土日はどちらか1日） ・定時退校日の徹底 ・夏季休業中の一斉閉庁の実施（8月13日～15日） ・入校退校時刻記録をもとにした勤務時間の適正管理 ・17時以降の電話連絡制限について地域・保護者への依頼 ・小中一貫教育推進補助員12人，小中一貫教育学校図書館補助員17人，校務補助員82人，スクールサポートスタッフ12人 |

(2) 取組の状況

常勤の全教員を対象に実施している福山100NEN教育アンケートでは、「授業づくりを行う時間が確保できている」と感じる教員の割合が9.8ポイント、「授業づくり以外に行う業務が減っている」と感じる教員の割合が22ポイント、それぞれ上昇している。

また、常勤の全教職員を対象とした入校・退校時刻記録では、時間外勤務時間が月45時間を超える教職員の割合は、2018年（平成30年）6月で57.4%であった。

①授業づくりを行う時間が確保できていると感じる教員の割合（単位：%）

| 年度 | 第1回（7月） | 第2回（12月） | 第3回（3月） |
|------------|---------|----------|---------|
| 2016（平成28） | 12.4 | 15.3 | 21.0 |
| 2017（平成29） | 17.0 | 20.6 | 26.4 |
| 2018（平成30） | 22.2 | — | — |

2016年7月：12.4% ⇒ 2018年7月：22.2%（9.8ポイント上昇）

②小中一貫教育推進補助員や校務補助員が校務支援を行うことにより、授業づくり以外に行う業務が減っていると感じる教員の割合（単位：%）

| 年度 | 第1回（7月） | 第2回（12月） | 第3回（3月） |
|------------|---------|----------|---------|
| 2016（平成28） | 41.7 | 45.1 | 52.6 |
| 2017（平成29） | 50.3 | 58.6 | 62.5 |
| 2018（平成30） | 63.7 | — | — |

2016年7月：41.7% ⇒ 2018年7月：63.7%（22ポイント上昇）

③時間外勤務時間が月45時間を超える教職員の割合（単位：人，%）

| 月 | 校種 | 対象者数 | 45時間以内 | 45時間超 | | |
|---|-----|-------|-------------|-------------|-----------|----------|
| | | | | | うち80時間超 | うち100時間超 |
| 4 | 小学校 | 1,623 | 836(51.5) | 787(48.5) | 17(1.1) | 0(0) |
| | 中学校 | 775 | 193(24.9) | 582(75.1) | 163(21.0) | 45(5.8) |
| | 計 | 2,398 | 1,029(42.9) | 1,369(57.1) | 180(7.5) | 45(1.9) |
| 5 | 小学校 | 1,609 | 875(54.4) | 734(45.6) | 5(0.3) | 1(0.1) |
| | 中学校 | 768 | 183(23.8) | 585(76.2) | 140(18.2) | 35(4.6) |
| | 計 | 2,377 | 1,058(44.5) | 1,319(55.5) | 145(6.1) | 36(1.5) |
| 6 | 小学校 | 1,607 | 821(51.1) | 786(48.9) | 11(0.7) | 0(0) |
| | 中学校 | 759 | 186(24.6) | 573(75.5) | 149(24.6) | 38(5.0) |
| | 計 | 2,366 | 1,007(42.6) | 1,359(57.4) | 160(6.8) | 38(1.6) |

2018年4月：57.1%，5月：55.5%，6月：57.4%

II 目指す姿・市教育委員会及び市立学校の役割

1 目指す姿

本方針に基づいた取組を進めることにより、「子ども主体の学び」全教室展開に向けた学校体制を構築し、教員の授業づくりを行う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

また、教員以外も含めた教職員全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

2 市教育委員会及び市立学校の役割

(1) 市教育委員会

本方針を基に、市立学校における教職員の働き方改革に向けた取組を検討及び実施するとともに、市長部局や関係機関等との連携を図る。

(2) 市立学校

校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、本方針に基づき、教職員の共通理解を図ったうえで、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

III 期間・目標

1 期間

2018年度（平成30年度）～2020年度（平成32年度）

2 目標・成果指標

(1) 授業づくりを行う時間の確保

「授業づくりを行う時間が確保されている」と感じる教員の割合が80%以上

(2) 長時間勤務の縮減

時間外勤務時間が月45時間を超える教職員が0人

IV 取組の柱

- 1 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- 2 部活動指導に係る教職員の負担軽減
- 3 学校における組織マネジメントの確立
- 4 教職員の働き方に対する意識の醸成

V 取組内容

1 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 校務補助員等の配置・活用

ア 教職員の業務を補助する校務補助員を始め、小中一貫教育推進補助員、小中一貫教育学校図書館補助員の配置の拡充を進める。

イ 広島県教育委員会と連携し、スクール・サポート・スタッフの配置の拡充を進める。

ウ 校務補助員やスクール・サポート・スタッフ等の業務内容について整理し、活用例を示すなど、効果的な活用を推進する。

(2) 校務支援システムの拡充及びICT教育機器の活用推進

ア 学籍、出席簿、成績、徴収金などの事務を一括管理するシステムの導入について検討を進める。

イ タブレット端末などICT教育機器の導入を拡充し、活用を進めるとともに、事務的な業務の更なるデジタル化について検討する。

(3) 各種計画、事業、調査・照会等の見直し

ア 学校が作成する各種計画や市教育委員会が実施する各種事業、調査・照会等を見直し、精選や簡素化を図る。

イ 新たな業務を行う場合には、過度な負担とならないよう配慮する。

(4) 研修の見直し等

「子ども主体の学び」全教室展開を実現するために、一斉研修を中心に据え、研修講座と校外研修での学びをつなぐ校内研修の充実を図る。

(5) 教材・指導案等の共有化

校務支援システムを活用した、教材・指導案等の共有化を進める。

(6) 支援が必要な子ども・家庭への支援

子どもを取り巻く様々な課題等に対応するため、広島県教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置の拡充を進める。

(7) 学校・教職員が担う業務の整理，家庭・地域との連携の推進

- ア 学校や教職員が担う業務について，役割分担や外部委託等，業務の在り方の検討を進める。
- イ 登下校の見守り活動や環境整備等について，保護者や地域の支援をいただくスクールサポートボランティア事業を中学校区単位で拡充するよう検討を進める。
- ウ 部活動指導や勤務時間外の電話対応などに係る教職員の負担軽減など，保護者や地域の理解を得ながら取組を進める。

2 部活動指導に係る教職員の負担軽減

(1) 「運動部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定及び徹底

- ア 市教育委員会が策定した「運動部活動の方針」を踏まえ，学校において，「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定するとともに，方針に基づいた部活動休養日や活動時間の徹底を図る。
- イ 文化部については，今後策定予定の国のガイドラインを踏まえて方針を策定することとし，当面は運動部活動の方針を準用して取り組む。

(2) 外部人材を活用した取組

部活動の指導や引率等を行う部活動指導員の活用など，運営体制の充実に向けた検討を進める。

(3) 外部団体との連携

大会等の統廃合や大会運営の見直し等を関係機関・関係団体に要請する。

3 学校における組織マネジメントの確立

(1) 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

- ア 学校評価自己評価表に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し，管理職はその目標や方針に沿って学校経営を行う。また，学校関係者評価を実施し，外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。
- イ 校内の推進体制を整備した上で，P D C Aサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を全校で進める。
- ウ 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために，人事評価制度において，各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど，評価の活用を推進する。
- エ 学校に設置されている様々な委員会等について，類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など，業務の適正化に向けた運用を徹底する。

(2) マネジメント研修の実施

管理職研修等において，カリキュラム・マネジメントや組織マネジメントについての研修の充実を図る。

(3) 教頭及び事務長等への専決事項の拡大

学校における意思決定の迅速化及び事務の効率化のため、教頭、事務長等の専決事項の拡大等を検討する。

4 教職員の働き方に対する意識の醸成

(1) 学校における勤務時間管理の徹底

ア 全教職員が元気で子どもと向き合えるよう、健康の保持に向けて、「教職員の入校・退校時刻の記録実施要項」に従い、教職員・管理職・市教育委員会が勤務時間を把握し、適正な管理を行う。

イ 全教職員が、毎日、入校・退校時刻を確実に入力する。

ウ 管理職は、把握した結果を踏まえ、教職員と面談を行い、必要に応じて保健管理医との面談を進めるなど教職員の健康管理に努める。

エ 市教育委員会は、集約結果を踏まえ、勤務時間が一定時間を超える教職員に対して、必要に応じ、管理職及び該当職員を面談又は指導する。

(2) 学校における定時退校日の推進

ア 毎週1回以上の定時退校日を設け、確実に実施^{※3}する。

なお、緊急対応等で定時退校できなかった教職員は、同週内の別日に定時退校することで、全教職員が毎週1回以上の定時退校を確実に実施する。

イ 毎月の一斉研修日は、定時退校日とする。

(3) 一斉閉庁期間の設定

ア 8月のいわゆる盆前後の3日間を夏季一斉閉庁日とする。

イ 今後、一斉閉庁期間の延長や夏季以外の長期休業期間中における閉庁期間の設定について検討する。

(4) 教職員一人一人の意識の醸成

ア 教職員の入校・退校時刻の記録を自ら行うことで、自身の勤務時間を管理するとともに、自ら退校予定時刻を設定するなどして、長時間勤務の改善に向けた時間管理の意識改革に取り組む。

イ 日常的に業務改善に係る取組を出し合ったり、研修や会議等の設定時間を厳守したりするなど、教職員に対して、勤務時間を意識した働き方を浸透させる。

※3 「定時退校の確実な実施」

勤務時間終了後30分以内に、90%以上の教職員が退校した状態をいう。

VI フォローアップ・学校への支援

1 フォローアップ

取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国及び県の動向を踏まえ、随時方針の見直しを行う。

2 学校への支援

各学校における教職員の働き方改革の推進に向け、必要な支援を実施する。